

# 令和 7 年度建設副産物実態調査

## 調査要領（神奈川県版）

### ○ 調査の目的

国土交通省では、全国の建設工事から発生する建設副産物の再利用状況等に関する「建設副産物実態調査」を第 1 回の平成 2 年度以降、原則 5 年ごとに実施しています。本調査によって、建設副産物の実態に関するデータが蓄積されるとともに、リサイクルの進捗状況を把握することができるため、新たな施策の検討等に役立てられています。

本県においては、毎年度県内の公共工事から発生する建設副産物の処理実態を把握するための調査を実施することとしており、当該調査結果を建設リサイクル法等の施行効果の検証などに活用しております。

### ○ 調査の内容

#### ・ 利用量、搬出先調査

建設資材利用量（搬入利用量、現場内利用量）

建設資材に占める再生資材利用状況及び再生資材の供給元

建設副産物の発生量、現場内利用・現場内減量化状況、場外搬出状況、運搬距離

### ○ 調査対象工事

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日に完成した工事のうち、契約金額が 100 万円以上（税込）の工事

※ 複数年度にまたがる債務負担工事等の取扱いについて

工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容については当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。（登録要領 P 2 「調査対象工事の年度の考え方」参照）

※ 該当する建設資材の搬入、または該当する建設副産物の搬出が全くない場合は対象外となります。

### ○ 調査対象品目

搬入する建設資材：土砂、コンクリート、木材、アスファルト・コンクリート、砕石など

搬出する建設副産物：コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）、建設発生木材 B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）、建設汚泥、金属くず、紙くず、廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）、廃塩化ビニル管・継手、廃石膏ボード、その他の分別された廃棄物（ガラスくず、当時木くず、繊維くずなど）、混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）、建設発生土など

## ○ 登録方法

受注者は、建設副産物情報交換システム（以下、「コブリス・プラス」という。）」に対象工事を登録してください。登録完了後、発注者による所属ごとの集約は不要です。

（受注者は、工事の特記仕様書に基づきコブリス・プラスに登録をしてください。発注担当者は適切に登録されているか内容確認をお願いします。）

なお、コブリス・プラスの利用が困難な場合のみ、受注者は、国土交通省ホームページ [https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm) から「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）現場揭示対応版 v2.1（Excel）」をダウンロードし、入力したものを発注者に提出し、発注者は所属ごとに集約したものをメールにて技術管理課 [con-recycle.296@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:con-recycle.296@pref.kanagawa.lg.jp) に提出してください。

## ○ 調査に係る注意点

- 1 受注者がコブリス・プラスへの登録を完了した際に発注者へ送信されるメールを受理しましたら、発注者は登録内容に間違いがないか、必ず確認してください。（コブリス・プラス上でのエラー確認。）データの修正が必要なエラーがある場合、受注者の修正および発注者の確認を再度お願いすることがあります。
- 2 登録方法や注意点の詳細については資料2の登録要領（神奈川県版）を御覧ください。

### 建設副産物実態調査に関する問合せ先

神奈川県県土整備局都市部技術管理課 TEL：045-285-3203 内線6133 FAX：045-210-8881 E-Mail： <a href="mailto:con-recycle.296@pref.kanagawa.lg.jp">con-recycle.296@pref.kanagawa.lg.jp</a>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------